

## 横浜市教育委員会 後援名義の使用申請について

(学校経営支援課関係事業分)

横浜市教育委員会学校経営支援課では、団体(※1)が行う小・中・義務教育学校・特別支援学校における学校教育の振興に寄与する事業(※2)に対して、「横浜市教育委員会」の後援名義及び賞状への名義使用を承認しています。

### ※1 団体とは

- ・ 国、公共団体、公共的団体、報道機関等の公共性のある法人
- ・ 法人格はないが、主催者の存在が明確であり、規約・会則等の定めのある団体
- ・ 営利を目的としない事業を行う企業

※2 小・中・義務教育学校・特別支援学校における学校教育の振興に寄与する事業とは幅広く児童生徒や教職員の参加が見込まれる事業で、展覧会(書道展・絵画展等)、工作・スポーツ等各種教室、音楽会・講座・講演会・シンポジウム・セミナー・研究大会等、その他これらに類する公益性のある事業(下記の条件を満たす事業)のこと

## ■ 後援・賞状への名義使用承認条件

### 1 後援名義使用承認の条件

次のすべての条件を満たす事業が対象となります。

- (1) 「小学校、中学校、特別支援学校の学習指導要領」及び「市立学校教育課程」に準ずる事業内容であること。
- (2) 事業の主たる対象者を横浜市立小・中・義務教育学校、特別支援学校の児童生徒及び教職員とし、市全域又は区全域を範囲とすること。
- (3) 児童生徒の参加費(「入場料、出品料、出演負担金、受講料等」以下同じ)は原則無料、又は負担額として妥当な範囲であること。
- (4) 教職員の参加費は、事業内容等から判断して社会的に妥当な範囲であること。
- (5) 幅広く児童生徒や教職員の参加が見込まれる事業であること。
- (6) 営利を目的としないこと
- (7) 特定の政治活動・宗教的活動に関する事業でないこと
- (8) 団体が専らその構成員の親睦のために行う事業及び団体の構成員になることを前提とした事業でないこと

※ 上記の条件を満たしていても、教育委員会が後援を行うことが不適切と認められる場合など、承認できない場合もあります。

※ 後援名義使用以外の対応(職員等の出席やあいさつ・祝辞等)はありません。

### 2 賞状への名義使用の承認条件

#### (1) 対象となる事業

団体が行う学校教育の振興を図る事業で、**横浜市教育委員会が後援名義の使用を承認した事業**が対象となります。

- (2) 賞状に使用する名義の種類  
「教育委員会賞」、「教育長賞」の2種類となります。
- (3) 賞状の用意（経費の負担）  
賞状は、団体でご用意いただくこととなります。

## ■ 提出書類

### 1 後援名義使用申請書等の提出

次の書類をご準備いただき、下記担当まで御提出ください。提出は、郵送、持参いずれでも構いませんが、事業の広報印刷物等作成予定日の遅くとも1か月前までに提出されるようお願いいたします。

※ **名義使用承認前に「横浜市教育委員会」等の名義を入れてポスター・チラシなどの印刷物を作成することはできません。**「予定」「申請中」と入れた場合でも同様の扱いとなります。

#### 【申請に必要な書類】

- (1) 共催・後援名義使用申請書（第1号様式の1）
- (2) 事業計画書（第1号様式の2）
- (3) 収支予算書（第1号様式の3）
- (4) 広報計画書（第1号様式の4）
- (5) 団体規約・会則その他これらに類するもの及び役員名簿
- (6) 団体活動状況（過去1年程度の団体の活動実績）が分かる資料
- (7) 事業の広報資料（申請する事業又はその事業の前のチラシ・パンフレット等）

#### 【賞状の交付を希望する場合】

- (1) 教育委員会賞・教育長賞交付申請書（第1号様式の5）
- (2) 賞状の写し（文案）

### 2 事業報告書等の提出

事業終了後、速やか（1か月以内）に次の書類を提出してください。

※ 提出がない場合、以後の後援はいたしませんので、ご注意願います。

- (1) 事業報告書（第3号様式の1）
- (2) 収支決算書（第3号様式の2）
- (3) 事業内容がわかるもの（プログラム、チラシ・パンフレット、記録写真など）

#### 【書類提出先、問い合わせ】

横浜市教育委員会事務局 学校経営支援課 後援名義担当

住所：〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の1

電話：045-671-3588/FAX：045-664-5499

E-mail：ky-keiei@city.yokohama.lg.jp